

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1003010	環境農法「ふゆみずたんぼ」実施における水利権申請事務の弾力化		冬期間水田へ水を張る環境農法「ふゆみずたんぼ」のための水利権については、許可手続に代えて、河川管理者への届出をもって取得可能とする。	冬期間(用水需要の閑散期)水田へ水を張る「ふゆみずたんぼ」は、水量が多い冬場に一度湛水すれば常時取水する必要がなく、河川流量への影響は少ない。このため、水利権申請の手続きを簡略化し、灌漑用に許可水利権または慣行水利権を取得している団体(あるいは団体に属する個人)が「ふゆみずたんぼ」を行うため水を使用する際は、許可手続に代えて、取水期間、湛水場所を示して、河川管理者に実施計画を届出することをもって水利用を認めるよう規制緩和する。		福井県	福井県	国土交通省
1014010	工業専用地域内における物品販売(直売)店の用途変更手続きの簡素化		建築基準法令第48条12項別表二では、工業専用地域では物品販売業を営む店舗は建設できないと規制されています。現在ある工場の一室を改装し工場で生産した商品を直接販売したい。従って用途変更のための「公開による意見の聴取(公聴会)」を簡素化して実施したい。	現在豆腐類の製造販売を行っていますが、消費の低迷とデフレ現象で業界として大変苦戦を強いられています。原因の一つとして生産者と消費者の距離が遠いこともあり、両者が直接ふれあひながら消費者のニーズに合った商品の開発や消費の拡大及び地域の活性化に繋げたい。 テクノパーク工業団地の現状: 工業団地は住宅街と隣接しており当社は500m程の所に位置します。団地内は市道が何本も縦断しており多くの市民が通勤や買い物等で往来しています。従いまして工業専用地域といっても現状は一般市道とほとんど変わりません。 許可申請手続きの簡素化(公聴会の省略) ①特定行政庁知事の許可:48条12項ただし書きにより特定行政庁の許可を受ける。 ②利害関係者との公開意見聴取:一般市道と変わりなく多くの利害関係者が見当たらない現状なので、近隣の会社及び住宅に対し、個別訪問により直接説明、直売店を設けることについて意見の聴取を行なう。また現地等に掲示で公告することにより公聴会開催の公報掲載省略及び公開による意見の聴取に変える。 ③個別訪問による意見聴取資料に基づき利害関係者との同意書とする。		株式会社やまぐち食品	北海道	国土交通省
1017020	既存不適格建築物へ増築する場合の制限緩和		現行の建築基準法令(構造規定)に適合しない「既存不適格建築物」に対して増築を行う際には、 ①増築面積が既存床面積の1/2以内の場合、既存部分の耐震診断・耐震改修を行う ②1/2を超える場合、既存部分も含めて全体を現行法令に適合させる又は全体計画認定を受けるの大きく2通りの考え方がある。 これを、エキスパンションジョイント等により既存部分と構造上分離させれば、1/2内外にかかわらずかつ既存部分はそのままで増築できるようにする。なお、既存部分の耐震化は、耐震改修促進計画に基づき別途指導する。	1/2を超える場合には、技術的・経済的なハードルが高く、増築を行いたい建築主にとって障害となっていた。そこで、既存部分に手を付けなくても増築できるようにすることで、潜在的に要望のある増築工事を促進し、経済効果を狙う。		埼玉県	埼玉県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1017030	都市計画決定の際の国・県の同意要件の適用除外		<p>現在、県が都市計画の決定又は変更をする際には国の同意が必要であり、市町村が都市計画の決定又は変更をする際には、県の同意が必要である。</p> <p>現在、地域主権改革推進一括法により、県の都市計画について必要な国の同意の一部を不要とし、さらに、市町村の都市計画について必要な県の同意のうち市に関する同意のみを不要とする都市計画法の改正が予定されている。</p> <p>しかし、地域主権推進の観点から、これらの同意要件をすべて適用除外とすることを求める。</p>	<p>まちづくりの主役は地方であり、その地域のことは地域で責任を持って決定していくべきである。</p> <p>そのため、都市計画においては県又は市町村が上位機関の同意なく、すみやかに決定又は変更することにより、地域特性を踏まえた個性あるまちづくりを推進する。</p>		埼玉県	埼玉県	国土交通省
1019010	農住組合設立期限延長と土地区画整理事業の手段の緩和。		<p>現行法で規定されている設立期限の延長と、農住組合法第8条第3項の規定の緩和。(組合は、第1項の規定により適用される土地区画整理法第4条第1項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第86条の第1項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。とする組合員全員の合意の緩和)</p>	<p>大山地区田いも栽培地区は、宜野湾市の西海岸地区に位置しており、昭和43年に土地区画整理事業が都市計画決定されたものの、その大部分が農地のまま宜野湾市大山田いもの名産地として現在に至っている地区であり、その間普天間飛行場の返還合意がなされたことや、土地区画整理事業区域を分割し、一部開始する案を検討したが、合意形成までに至っていません。市は、平成20年度に「宜野湾市大山田いも栽培地区振興基本計画」を策定し、農住組合による土地区画整理事業による事業展開を図り、都市型農水産業を目指して、地権者の意向を踏まえ約15haを保全面積確保し「田いも生産ゾーン」とし、将来的にも農地として確保できる生産緑地区の指定を検討しています。この地区は区画整理区域(約49ha)の内、田いも栽培地区が約36ha、地権者が約300名(共有名義者は含まず)を超えるため、地権者準備組織の設立や土地利用計画書による地権者への意向調査等を実施し、農住組合土地区画整理事業の合意形成を図り、平成23年5月までに組合設立を目指しておりますが、大山地区は面積の広さ・地権者の数等課題が多く、現行法での要件や手段の緩和を要望します。</p>	宜野湾市	沖縄県	農林水産省 国土交通省	
1021020	コンテナ型データセンターの建築基準法に関わる規制の緩和		<p>特区地域内に立地するコンテナ型データセンターに限っては、建築物としての扱いを除外する。</p>	<p>データセンターは、需要に応じて、短期間での新增設が容易で、設置コストを減少できるコンテナ型が海外を中心に設置されている。</p> <p>データセンター立地について、激化する国際競争を勝ち抜き、我が国への立地を勝ち取るためには、設置、運転までの手続き期間をいかに短縮できるかが、大きく影響する。</p> <p>しかしながら、現行建築基準法では、当該施設は建築物として扱われ、建築申請手続きに相当な期間を要するものと考えられる。</p> <p>一方、IT企業が設置するコンテナ型データセンターについては、コンテナ内にメンテナンス用の空間が設けられているものの、実際に作業員が立ち入ることはほとんどまれであり、かつ、高度なセキュリティが要求されることから、一般人が立ち入る可能性は皆無である。</p> <p>よって、建設省通達に基づく建築物としての扱いから除外し、短期間で設置、運転が可能にすることにより、コンテナ型データセンターの立地促進・集積を実現できると考えられる。</p>	データセンター集積プロジェクト	青森県	青森県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1024010	コンテナ型データセンター(サーバー機器などを収容した輸送用コンテナ)の建築基準法の建築物からの除外		コンテナを利用した建築物は平成16年12月6日付け国住指第2174号の技術的助言で随時かつ任意に移動できないコンテナは、建築基準法第2条第一号に規定する建築物に該当するとされているが、コンテナ型データセンターについてはこれを除外する。	<p>コンテナ型データセンターの設置を容易にすることにより、海外大手IT企業のデータセンターの国内立地を促進する。</p> <p>具体的には、コンテナ型データセンターは、日本国内において建築基準法第2条第一号に規定する建築物に該当するとされ、設置に当たり建築確認や消防設備の設置が必要があることから、増設・移転がフレキシブルに行えるという利点を活かすことが出来ず、コンテナ型データセンターが主流となっている海外大手IT企業の大規模データセンターの国内立地に当たっての大きな阻害要因となっているため、コンテナ型データセンターを、建築物から除外するものである。</p> <p>【提案理由】 データセンターは、冷房用電力などを大量に消費することから、地球温暖化防止の面からもその消費電力の削減が課題となっており、積雪寒冷という特性を有する本道は、冷房用電力の大幅な削減が可能であり環境配慮型データセンターの立地適地であるため、道では積極的な誘致活動を展開している。 また、本年5月に政府のIT戦略本部が公表した「新たな情報通信技術戦略」では、クラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、「特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2010年度中に検討する。」とするなど、データセンターの国内立地の推進を重点施策として集中的に実施することとしている。 本特例措置によりコンテナ型データセンターの立地が容易となれば、海外大手IT企業の大規模データセンターの本道への立地可能性が大きくなり、道内経済の活性化に大きく寄与することが期待できる。</p>		北海道	北海道	国土交通省
1028010	自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる請負契約に関する見積り期間の例外化		建設業法施行令第6条における建設工事の見積り期間に関する規定及び予算決算及び会計令第74条の入札の公告期間の規定から、「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」を例外化する。 また、これに伴い「自然災害等による被災箇所の応急復旧等に係わる建設工事契約」については、当初契約時点での請負代金を契約書に記載せず、精算払いを認める。	<p>災害復旧等の緊急対応に係わる建設工事の契約手続き期間を短縮することで、発災後の即応性を高め、大規模な復旧作業の着手を迅速化して、住民生活の早期復興と防災力の向上を目的とする。</p> <p>【提案理由】 近年、地球温暖化による気候変動の影響によると見られる局地的短時間豪雨の発生件数が増加傾向にあり、水害に加え、土砂災害発生リスクが高まっている。 加えて、東海地震や宮城県沖地震などにより、30年以内の大規模地震の発生確率が80%を超えるなど評価されていることから、防災対策に加え、災害に即応できる復旧体制を確立することが急務となっている。 その取組として、民間との応援協定(無償)締結を進めているが、被災規模が甚大な場合、無償協定での対応には限界があることから、緊急に建設工事契約を締結しようとした場合、これら規定が障壁となり、発災後の迅速な復旧作業を妨げているため。 (参考) 以下の規定により、緊急時でも建設工事の契約に際し、5日間の見積り期間が必要となっている。 予決令第74条「～ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。」 建設業法施行令第6条「～五日以内に限り短縮することができる。」</p>		福島県	福島県	財務省 国土交通省
1029010	コンテナ型データセンターに係る建築基準法及び消防法の緩和		コンテナ型データセンターの迅速かつ柔軟な事業展開を促すため、下記事項を要望する。 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする	<p>【実施内容】 ①コンテナ型データセンターを建築物扱いしない ②①が建築物扱いとなる場合、コンテナ型データセンター設置にあたっての建築確認申請を免除若しくは簡素化する ③コンテナ型データセンターの火災警報や消火装置の設置を不要とする</p> <p>【提案理由】 我が国産業の国際的な競争力維持のためには、クラウドコンピューティングの進展等に対応できる、より大型でコストメリットがあるデータセンターの国内立地が必要である。 しかし、移設・増設が容易なため近年注目されているコンテナ型データセンターを設置する場合、わが国の現行制度ではコンテナが建築物と見なされるため建築確認申請や消防用施設の設置義務が課され、迅速な設置を妨げている。 茨城県は電力移出県であり、安価で安定した電力を供給できること、首都圏に近接し交通アクセスも優れていること、活断層がない安定した地盤の上に企業の多様なニーズに適合する安価な業務用地が数多く存在するなど、国内有数のデータセンター適地といえ、法の趣旨に添った安全確認ができる一定の要件を満たす用地への立地については、上述の規制等を見直すことにより、データセンターの効率的な集積が図られる。</p> <p>【代替措置】 ・コンテナ型データセンターは、常時遠隔監視されていること(メンテナンス時を除き人が近づかないこと) ・設置場所は強固な地盤の上に整然と整備され、周辺を緩衝帯で囲った用地であること</p>		茨城県	茨城県	総務省 国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1030110	管理受託者のインセンティブとなる国営明石海峡公園の弾力的な管理運営体制の構築		①管理受託者の努力により得た入園料収入の一定額を、利用者にとって魅力のあるイベント開催等の原資として活用したい。 ②企画割引等を管理受託者が自由に行えるよう、入園料の減免手続の弾力的な運用。 ③管理受託者の主体的な判断による開園時間の延長ができるよう、国との変更手続の簡素化。	国営明石海峡公園については、地元事業者である兵庫県園芸・公園協会共同体が管理受託者となったが、これを契機に近接施設である淡路夢舞台公園、県立淡路島公園、ウェスティンホテルとの連携をより強化し、さらなる集客を図っていきたい。 現在、国営公園の入園料収入については国に全額納付しなければならず、入園料減免については無料開園(100%免除)のみの運用となっており、開園時間延長については国との変更手続が必要である。 そこで、管理受託者のインセンティブとなる国営公園の弾力的な管理運営体制を構築するために、指定管理者制度に準じた制度として、入園料収入については一定額を、施設の魅力をさらに高める事業や、民間レクリエーション施設では当然に実施されている前売券やクーポン券などの多様な券種の発売、イベント開催等に充当するとともに、入園料の減額も可能とし、開園時間については延長に伴う国との変更手続の簡素化を求める。		兵庫県	兵庫県	国土交通省
1030120	工業専用地域における用途地域の緩和措置		尼崎運河再生プロジェクト計画においては、尼崎市南部の運河を核としたにぎわいのある地域づくりを目指し、その拠点となるカフェテリア・レストランなどの施設配置を計画しているが、地域全体が工業専用地域となっており、施設立地が自由には出来ない状況である。そこで、運河再生プロジェクト計画地内の工業専用地域においてカフェ・レストランに係わる用途規制については、その適用を除外する特区を提案する。	尼崎臨海地域(国道43号以南)において、21世紀の尼崎運河再生プロジェクト整備計画に位置づけられた、カフェ・レストラン等の飲食店については、建築基準法第48条第12項本文及び同法別表第2(を)の5に定められた用途規制の適用を除外する。 提案理由: ① 同法第48条第12項ただし書きでは、個別に「特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認める場合は」、同法別表第2で工業専用地域内において建築してはならない建築物の建築も許可できるが、立地希望者から見れば公聴会での意見聴取、建築審査会の同意等手続きが非常に複雑で、かつ日時(最短で約45日)を要し、立地可否の決まる前の建築許可申請時に申請費用18万円を添えた上、公聴会などのための詳細図面等の準備を求められるなど、大きな経費負担も伴うため、立地の意欲をそく要因となっている。 住宅の混在しない工業専用地域だからこそその運河であり、魅力ある再生の象徴としてカフェ・レストランに意味があるのであって、一定のエリアにおける用途地域の変更は考えていない。 ② 21世紀の尼崎運河再生プロジェクト整備計画は、県、市、商工会議所、運河に隣接する企業、地元住民等で構成される協議会において策定されており、同計画に基づくカフェ・レストランが建築されても、当然のことながら当該地域の工業の利便を害する恐れもない。 ③ カフェ・レストランの立地を計画している北堀運河において、平成21年10月オープン・カフェを社会実験として実施した。利用者252名にアンケート調査したところ、79%の方がカフェ・レストランの必要性を支持している。		兵庫県	兵庫県	国土交通省
1030210	高速バスを利用した旅客運送に付随した貨物要件の緩和		現行法で規定されている、旅客の運送に付随して運送することのできるその他の貨物のついて、乗客の荷物に影響しない程度のアンテナショップ行きコンテナ(地元野菜や加工品等)を運送可能にする。	高速バスの空きトラックを利用したコンテナ運送を行うことにより、都市部のアンテナショップに新鮮な野菜や加工品を届け、都市と地方の交流促進を図る。 具体的には、高速バスは都市部と地方を毎日結ぶ大切な交通手段であるが、毎日満杯の乗客ではないため、その空いたトラック部分を利用し、都市部で行っているアンテナショップに届ける荷物コンテナを運送したい。 提案理由 都会で行っているアンテナショップへの物販輸送は定期的に行えないため、新鮮な野菜や加工品を店頭に出すことがなかなかできない。都会でも高齢化が進んでおり、お客のニーズの中で、新鮮な野菜や地元の加工品等の要望が多く、現在期待に添えていないのが現状である。 今回のように高速バスの空きトラックを利用して、地方からの商品をコンテナ輸送できれば、都心のバスターミナルでアンテナショップの店員がコンテナを回収し、その日の午後一には新鮮な商品を店頭へ並べお客に提供することが可能となる。 また、定期的に行えれば、都市部と地方との物流を通した交流から、人的交流が生まれ、高速バスの乗客UPIにも繋がる事業になると期待される。		木曾町	長野県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1040010	特定経路における特殊車両通行許可の期間延長		<p>特殊車両の通行許可申請について、その申請内容及、以下の要件を全て満たす場合には、当該許可期間を、現行の2年以内から5年以内へ延長する。</p> <p>① 車両が、超寸法車両でないことかつ超重量車両ではないこと</p> <p>② 経路が、高速自動車国道を含み、かつ、同道のインターチェンジ周辺の一定区域内に立地する物流施設等と重要港湾及びその港湾区域を終始点とするものであること</p>	<p>(現状・提案の方向性) 物流効率化を背景とした車両の大型化等により、年々特殊車両通行許可件数が増加し、申請者負担が過重となっている。また、東京圏への一極集中を起因とした交通混雑等により、物流の高コスト化や環境問題等の課題が生じている。そこで、安全性を確保しつつ、当該手続を北関東地域限定で簡素化し負担軽減を図ることで、安全で効率的かつ環境にやさしい物流環境を創出して参りたい。</p> <p>(基本的な考え方) 提案に当たっては、本制度の許可条件(道路構造保全・交通危険防止)への影響や相関を低いものとするため、一般的な特殊車両が、高速道路を利用して工場等と重要港湾間を通行するケースに限定した。</p> <p>(提案の具体的内容) 具体的には、主に、自動車運搬用セミトレーラや海上コンテナ用セミトレーラ連結車等が、北関東自動車道と一般道を利用して、同道の沿線工場等から同道に直結する茨城港湾区域間を通行する場合を想定し、道路構造への影響が少ない径路であることや、高視認性を有し交通量が少ない高速道路を走行する点などで本制度の許可条件を踏まえた提案であり、また、国際海上輸送網の拠点となる重要港湾を結ぶ既存ネットワーク内の特定経路にそもそも限られることから、道路ネットワーク全体に対する阻害は少ないと考える。</p> <p>(提案のメリット) 本提案により、手続が簡素化され申請者の経済的効率性が向上すると共に、H23年に全線開通予定の北関東自動車道や茨城港の利用が促進される結果、輸送時間の短縮やCO2排出量の削減が可能となり、本地域での安全で効率的かつ環境にやさしい物流環境の創出が期待できる。</p>		茨城県、栃木県、群馬県	茨城県、栃木県、群馬県	国土交通省
1041010	一般貨物自動車運送事業許可のための最低車両台数の要件緩和		<p>一般貨物自動車運送事業の許可に必要な最低車両台数の要件を「5両以上」から「1両以上」に緩和する。</p>	<p>本市は九州で2番目に広い面積を持つ過疎地域であり、中山間地域が約7割を占めている。中山間地域では、小規模ながら各地域の特性を生かした農産物が生産されているが、高齢化の進展等により出荷が困難な零細農家が数多く存在している。</p> <p>そうした中で、本市は、農家の所得向上に向けた重点的な取り組みとして地産地消を推進しており、本年5月には市内に県内で初めての農産物と水産物を販売する大型直売所も開設され、少量多品目の農産物の掘り起こしにより一層必要となっている。そこで、JA延岡が実施主体となって、大型直売所から遠距離にあり(車で90分程度)出荷が困難な農家を対象に、貨物自動車により農産物を集荷し直売所で販売することで、消費者への新鮮で安全な農産物の提供と中山間地域の農家所得対策を図りたい。</p> <p>現在、貨物軽自動車運送事業営業許可を取得した貨物軽自動車(1台)により、本年8月から集荷を開始することになっているが、貨物軽自動車の収容能力では、対象農家の農産物を集荷しきれないことが予想される。</p> <p>そこで、一般貨物自動車運送事業許可の最低車両台数を、島しょ地域と同様に「5両以上」から「1両以上」に緩和していただくことで、農産物の集荷能力を向上させ、より効率的な集荷システムを確立していきたいと考えている。</p> <p>また、既に導入している貨物軽自動車と新たに導入する普通貨物自動車を併用することにより、故障等の不測の事態にも対応していきたいと考えている。</p>	延岡市	宮崎県	国土交通省	
1042010	オンデマンド交通特区		<p>オンデマンド交通事業による一般乗合旅客自動車運送事業区分の緩和(①路線定期運行、②路線不定期運行、③区域運行)</p>	<p>オンデマンド交通は、利用者が事前に登録し、乗車する時に予約する。運行はドアツードア型(区域運行)といった運行形態が多くなっているが、運行実績をつんでいくと、運行が時間帯と地域ゾーンでまとめることができる。特に、通勤や通学利用を考えると予約なしでも、一定の運行が可能になってくる。</p> <p>そこで、「オンデマンド交通特区」として、一般乗合旅客自動車運送事業の事業区分を緩和し、統合乗合旅客サービスが行えるようにし、定時(または定時間帯)において、定められた「バス停」から「バス停」のサービス(定時定路型オンデマンド)、「自宅」から「バス停」のサービス(定時非定路オンデマンド)、非定時の「ドアツードア」のサービス(非定時非定路)等のサービスを一元的な運営主体が、デマンド(ニーズ)に合わせて運用できるようにし、サービスレベルと料金の柔軟な設定が行えるようにする。つまり、バスとタクシーの間の幅広いサービス(料金体系)を実現する。</p>	茅野まちづくり研究所 有限責任事業組合	長野県	国土交通省	

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1044010	コンテナ型データセンター設置にかかる要件の緩和		コンテナ型のデータセンターは、平成16年12月6日 国住指第2174号「コンテナを利用した建築物の取り扱いについて(技術的助言)」における建築物から除外する。	データセンターの建設コストの削減を図ることにより、国内データセンターの国際競争力強化を図るとともに、そのサービスを安心して利用できる環境を整備することを旨とする。		美幌市	北海道	国土交通省
1047020	都市計画手続きの弾力的運用		地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりに多大な影響をおよぼす、大規模開発案件について、特区のエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする。	【実施内容】 特区のエリア内においては、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす大規模開発案件について、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする。 【提案理由】 地理的条件や交通体系などの条件から大規模工場や店舗開発など大規模な開発案件がある場合に、都市計画法の手続きとして、区域区分の見直しや広域調整等の手続きが必要である。この調整や事務手続きに相当な期間を要するために、適正な時期に適正な開発ができないことで、地方都市の活性化の機会を逃している場合がある。地方都市を活力あるまちとするため、まちづくりに多大な影響をおよぼす、大規模開発案件について、特区のエリア内では、市町村のまちづくりに合致している等の条件を満たす場合には、開発ができるように開発事務の弾力的な運用を可能とする制度を望む。	見附市 SmartWellnessCity構築プロジェクト	見附市	新潟県	国土交通省
1050010	都市計画法第34条第11項における要件緩和		多賀町において、都市計画法第34条第11項に挙げる市街化区域に隣接または、近接していない集落であっても、自然的社会的諸条件から市街化区域と事実上一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であれば開発を認めていただきたい。また、その際には「五十以上の建築物が連たんしている地域」という要件を「十以上の建築物が連たんしている地域」と数的要件も緩和していただきたい。	多賀町における都市計画法第34条第11項に該当していない市街化調整区域では、農家等の息子であっても結婚後、親と同居しない限りは集落内に定住することができない状況にあります。そのため、親との同居を好まない若者が増加している近年では、町内の市街化区域への転居、更には近隣市への転出が顕著であり、更に集落外から転入を希望されても、住宅を建築できないため、人口が減少し、将来の農業後継者の育成どころかコミュニティの維持すらできない現状にあります。そこで、今後集落内への定住を促進するため様々な施策の実施を検討してはありますが、まずは集落内に住居を建築できることが最低条件であり、同法の要件を緩和していただくことが集落内への定住促進、活性化につながると考えております。		多賀町	滋賀県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1051050	Smart Wellness City実証研究特区(市町村が有償運送を行う場合の参入条件の緩和)		健康づくりのための一定計画に位置づけたバス等による有償運送の参入条件の緩和	<p>運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適正化につながるものとなるが、そのためには、自家用車依存の生活を改め、公共交通機関の使い勝手の向上を図ることが必要である。このためには、一定の要件を満たした市町村による自家用自動車を使用した有償旅客運送を行うことが効果的であるが、現状では「地域の関係者の合意」として地域公共交通会議の合意が必要である。</p> <p>しかし、地方部の市町村においては、同制度における「交通事業者」「事業者団体」等が当該市町村に存しない場合、地域公共交通会議の設置や開催そのものが不可能又は著しく困難となるケースが存在する。</p> <p>このため、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスについて、法定計画(例えば、健康増進法に基づく健康増進計画)に位置づけた場合、当該有償運送については地域公共交通会議(特に交通事業者、事業者団体)の合意が不要となる様措置されたい。</p> <p>加えて、有償運送を行うにあたり、運行区域許可の緩和について認められるよう措置されたい。</p>		伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省
1051060	Smart Wellness City実証研究特区(健康のための遊歩道やポケットパークの法的位置づけの明確化)		健康づくりのための一定計画に位置づけた遊歩道やポケットパークの法的位置づけの明確化	<p>運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適正化につながるため、健康の維持・増進につながる散歩・ウォーキングの推進に資するものとして、市が認める一定計画(例えば健康増進法に基づく健康増進計画や、都市計画法に基づく都市計画等)に、道路法上の道路、都市公園法の公園に加え、河川管理用通路、公共空地や民間ビルの通路や広場、法定外公共物、ポケットパークなどをパッケージとして位置づけ、一連の「遊歩道」として登録する制度を措置されたい。(現在は管理者がバラバラであり、一定のナビゲーションやデザイン等に基づく遊歩道として整備することが現実的には不可能であるため)</p>		伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省
1051070	Smart Wellness City実証研究特区(市町村が設置する路面表示に関する占用許可手続き等の簡素化)		健康づくりのための一定計画に位置づけた遊歩道における路面表示に関する占用許可手続きの簡素化	<p>運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適正化につながるため、健康の維持・増進につながる散歩・ウォーキングの推進に資するものとして、連続した遊歩道の整備が有効である。</p> <p>このため、市が認める一定計画(例えば健康増進法に基づく健康増進計画や、都市計画法に基づく都市計画等)に位置づけた「遊歩道」について、路面に歩行距離や歩数、消費カロリー等の表示板を設置するに際し、市町村が施行する場合は、事前の包括的な占用手続きを一回行えば良い様に措置されたい。</p> <p>具体的には、表示板等の設置に際し、現在は設置場所ごとに個別の協議と占用手続きの申請が必要とされていたため、多大な時間と労力が必要とされている。したがって、事業着手前に全体計画(場所・規模・予算・工程等)の承認を道路管理者から受けることにより、占用許可も受けたこととしてもらい、その後、承認を受けた全体計画のうち個別の事業に着手する際に、その着手部分について「届出」を提出するという事務の簡素化をお願いしたい。</p>		伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1052020	太陽光発電設備の建築確認廃止		<p>○太陽光発電設備を地上に設置する場合については、建築物とみなさないことを明確にし、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底することで、大規模太陽光発電導入の促進を図りたい。</p>	<p>○大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となる。この場合、担当する建築主事の判断によって、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。このように各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。</p> <p>○太陽光発電設備を地上に設置する場合については、建築物とみなさないことを明確にし、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査機関に周知徹底することで、大規模太陽光発電導入の促進を図りたい。</p>	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省
1052030	エコキュート容積率緩和の手続きの簡素化		<p>○横浜市がすでに実施しているように、建築審査会に審査事項の定型化を図る「包括同意」の手法を取り入れ、手続きの簡素化・迅速化を図ることによって、エコキュート導入の更なる促進を図りたい。</p>	<p>○高効率給湯機器であるエコキュートについて、H16.2より容積率の緩和制度を適用可能となっており、普及の一助となっている。</p> <p>○しかし、その申請手続きにおいては建築審査会の同意が必要であるが、建築審査会は常設ではなく年数回の開催であるため、申請性手続きが遅延するという問題が生じている。</p> <p>○横浜市がすでに実施しているように、建築審査会に審査事項の定型化を図る「包括同意」の手法を取り入れ、手続きの簡素化・迅速化を図ることによって、エコキュート導入の更なる促進を図りたい。</p>	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省
1052120	日本版BRT導入に伴う、一部道路規制管理の権限移譲及び連結車両の通行の認可に関する権限委譲		<p>国家公安委員会(警察庁)及び都道府県公安委員会(警視庁及び各道府県警察本部)の保有する交通規制・管理に関する権限の一部を自治体へ移管する。</p> <p>また、連結車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。</p>	<p>豊田市にてスマートコミュニティの実証の一環として、日本版BRTを導入、試験運用する。連結運転が可能なバスシステムを新たに開発するものであり、連結走行のための時間帯規制によるバスレーンを導入するため、交通規制・管理に関する権限の一部を基礎自治体へ移管する。また、連結車両の通行の認可に関する権限を基礎自治体へ移管する。</p>	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	警察庁 国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1052130	地方自治体が道路整備でなく混雑解消を目的に道路課金を行う権限を新たに付与する。国や県が保有する道路の権限について地方自治体に権限を移譲する。		基礎自治体が整備及び管理を行う市町村道以外の道路(高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、都道府県道等)を含めた、全ての道路の整備・管理に関する権限(含む通行料金の設定・徴収)の、基礎自治体への集約・一元化	混雑解消を目的としてのロードプライシングの導入、バイパスとしての高規格幹線道路の柔軟かつ多彩な通行料の設定・徴収(混雑時に都心に流入する自動車交通に課金を行う一方、都心バイパス機能を有する高規格幹線道路の通行料は無料化、都心流入交通の公共交通への転換促進と都心通過交通の高規格幹線道路への誘導を促進)	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省
1052140	公共交通の公設民営化の推進と、柔軟かつ多彩な料金の設定		国土交通省の保有するバス事業の許認可に関する権限(料金の認可を含む)の基礎自治体への移管・集約化	都市圏人口の減少により、民間事業者による黒字路線での過当競争と赤字路線からの撤退の進展が懸念される中、公共交通の適切かつ合理的なサービス水準の維持・向上に必要な自治体によるバス路線の整備、再編、サービス提供(運行は民間への委託により合理化、財源は上記道路課金の収入も活用)を推進するため、バス事業の許認可に係る権限を地方自治体へ移管する。(道路混雑を解消するために、上記道路課金と合わせ時間帯によりモーダルシフトを促すため、道路が混雑している時間帯ほど公共交通機関バスの運賃を安くする設定など柔軟かつ多彩な料金設定を導入するため、料金の認可に関する権限を含む。併せて停車時間短縮のための信用乗車制(事前に切符、もしくは定期券を購入し乗車する)を導入するため、不正乗車の検査及び不正乗車実施者からの課徴金徴収額の設定を可能とするための運送約款の認可の権限を含む)	豊田市次世代街づくりプロジェクト	トヨタ自動車株式会社	愛知県	国土交通省
1052150	操作性、安全性を損なわない範囲での改造を行ったステアリングを取り付けた自動車を自動車登録ファイルへ登録する場合における改造ステアリングの破壊試験の免除		操作性、安全性を損なわない範囲での改造を行ったステアリングを取り付けた自動車を実証実験として公道を走行するため、自動車登録ファイルへ登録する場合における改造ステアリングの破壊試験の免除	自動車運転事故に関して体調異常が原因となって引き起こされる交通事故の未然防止、及びドライバー本人の体調異常に至る前の体調管理や救命救急が素早く行えるシステムの構築を行うことを目的とし、ステアリング周辺部領域に心電信号や脈波が計測できるセンサを設置してドライバーの心電図、脈波、さらにはカフレスで血圧がモニタ可能となるステアリングの開発を行っている。しかし、改造を行うことで型式指定を受けたステアリングではなくなるため、公道での実証実験を行うには新たに自動車登録ファイルへ登録する必要があり、改造ステアリングの破壊試験等を行う必要がある。しかし当該改造ステアリングは現在開発中であり、新規の装置と同様に破壊試験を行うこととなると期間やコスト面で有効性の実証を行うことが困難である。そこで操作性、安全性を損なわない範囲での改造を行ったステアリングを取り付けた自動車での公道での一般走行実験を可能とするため、操作性、安全性を損なわない範囲での改造ステアリングにおいて破壊試験を免除し、登録可能とする。	豊田市次世代街づくりプロジェクト	(株)デンソー	愛知県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1057031	国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実		<p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>	<p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p>	成長戦略拠点特区	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
1057040	公有水面埋立地における用途区分柔軟化		<p>公有水面埋立地の工業用途について、用途区分を緩和し、柔軟に運用する。</p>	<p>大阪市の夢洲地区では、次世代成長産業の生産拠点の集積をめざしている。</p> <p>夢洲地区は、大阪湾に造成された埋立地であり、公有水面埋立法に基づき、公有水面埋立免許に土地の用途を記載している。</p> <p>用途のうち、工業用途については、少なくとも統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類により定めるものとして運用されている。(昭和49年6月14日運輸省港湾局長、建設省河川局長通知をもとに「公有水面埋立実務便覧」記載)</p> <p>このように、工業用途に関しては、用途を細かく規定し次世代成長産業の区分と大きく異なるため、次世代成長産業の幅広い分野の企業の立地需要に柔軟に対応できないほか、企業の立地を進めるにあたり、その都度、埋立地の用途変更手続きを行う必要があり、企業が求める立地のタイミングを逸してしまう恐れがある。</p> <p>そこで、埋立地の工業用途に関する用途区分の緩和と柔軟な運用により、企業の立地需要にあわせた用途・タイミングでの土地の供給を可能にし、次世代成長産業の集積を促進する。</p>	成長戦略拠点特区	大阪市	大阪府	国土交通省
1057050	都市計画権限の地方分権化の推進		<p>大阪市内における都市計画に係る府から市への決定権限の委譲をさらに推し進める。</p>	<p>大阪市内における「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「区域区分」「都市再開発方針等」及び「一般国道」「高速自動車国道」、さらには「阪神高速道路」等その他の自動車専用道路の都市計画について、府から大阪市内に決定権限を移譲する。</p> <p>地方分権改革推進委員会の第1次勧告(平成20年5月)において、指定都市の区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「区域区分」「都市再開発方針等」及び「一般国道」「高速自動車国道」に関する都市計画については、都道府県に代わり指定都市が決定することとされている。</p> <p>大阪市内については、市域が都市計画区域と一致しており、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等についても、府が市町村間の調整を行う必要性が低い。</p> <p>府決定の案件についても、市が地元調整や都市計画の原案の作成、本市都市計画審議会における案件報告、さらには府審議会における案件説明も行っている。それにも関わらず、府決定であるために、府に対して多大な時間を費やして状況の説明を行う必要があり、非効率な手続きとなっているとともに、機動的な都市計画を行う支障となっている。</p> <p>そこで、大阪市内に集積する企業や市民の多様な要望に適格かつ迅速に対応するため、基礎自治体であり、かつ都市圏、国土の発展を牽引するエンジンとなる大阪市へ、都市計画の決定権限のさらなる委譲を推進することが必要である。</p>	都市計画権限地方分権化推進	大阪市	大阪府	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1057060	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置		バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内で、同じくバイオマスの一種である食品廃棄物を比較的少量扱う施設を設置する場合であっても、廃棄物処理施設としての『建築基準法』第51条等の手続きが必要となる場合がある。『建築基準法』第51条等の対象となる産業廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求めます。	<p>本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス変換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れている下水汚泥を発電や熱供給に利活用したいと考えている。</p> <p>しかしながら、バイオマス変換施設の設置については、現在、廃棄物処理施設として『建築基準法』第51条の規定等に基づく手続きが必要となる場合があり、速やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。</p> <p>そこで、以下の3点について規制緩和を求めようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、泥状のものであっても「動植物性残渣」とみなすことで「汚泥」とみなさないこととすることにより、これを処理する施設について『建築基準法』第51条の対象とする産業廃棄物処理施設とはならないようにする。 ・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス変換施設に限り、『建築基準法』第51条の対象規模である処理能力5t/日以上を緩和し、より大規模なバイオマス変換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。 ・既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを扱っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを扱う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを勘案して、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス変換施設を設置できるようにする。 	廃棄物処理施設(バイオマス変換施設)の設置	大阪市	大阪府	国土交通省 環境省
1058010	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置		第16次経済改革特区に株式会社福井商工が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。	<p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイルージ部分については集約化が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上にポイント企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッショ的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p>	エコポイント宝くじ	株式会社福井商工 会議所	福井県	総務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
1060030	コンテナ型データセンターにおける建築確認申請の省略		現在、コンテナ型データセンターを設置する場合には、建築基準法で定める建築確認申請手続きが必要であるが、これを不要とし、届出のみによって建築を可能とする。	<p>アメリカ等を中心に設置が進むコンテナ型データセンターは、低コストで運営が可能なため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築物として扱われるため、建築基準法で定める建築確認申請が必要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターに係る建築確認申請を不要とすることで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。</p> <p>具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するコンテナ型データセンターについては、設置の届出を行うことのみとする。</p> <p>【提案理由】 コンテナ型データセンター設置に係る建築確認申請を不要とすることで、低コストなコンテナ型データセンターの速やかな設置を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		石狩市	北海道	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1060040	コンテナ型データセンターのみを収容する建築物における建築確認申請の省略		コンテナ型データセンターのみを収容する建築物については、建築基準法で定める建築確認申請手続きを不要とし、届出のみによって建築を可能とする。	<p>アメリカ等を中心に設置が進むコンテナ型データセンターは、低コストで運営が可能のため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本ではそのコンテナ型データセンターのみを収容する場合の建築物であっても、建築基準法で定める建築確認申請が必要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターのみを収容する建築物に係る建築確認申請を不要とすることで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。</p> <p>具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するコンテナ型データセンターのみを収容する建築物については、建築の届出を行うことのみとする。</p> <p>【提案理由】 コンテナ型データセンターのみを収容する建築物に係る建築確認申請を不要とすることで、低コストなコンテナ型データセンターの速やかな設置を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		石狩市	北海道	国土交通省
1060050	コンテナ型データセンターについては、建築基準法上の建築物としては扱わない。		コンテナ型データセンターを設置する場合には、建築基準法で定める建築物としては扱わず、任意に設置可能とする。	<p>アメリカ等を中心に設置が進むコンテナ型データセンターは、低コストで運営が可能のため国際競争力の高いデータセンターであるが、日本では建築物として扱われるため、建築基準法で定める建築確認申請等が必要であり、設置までのコスト及び期間においてその立地が大変不利な状況である。このことから、コンテナ型データセンターについては、建築基準法で定める建築物として扱わないことで、国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進する。</p> <p>具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するコンテナ型データセンターについては、任意に設置可能とする。</p> <p>【提案理由】 コンテナ型データセンターを建築物として扱わないことで、建築確認申請等が不要となり、低コストなコンテナ型データセンターの速やかな設置を促進することができる。 国内へのコンテナ型データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		石狩市	北海道	国土交通省
1060070	データセンター建築に係る事前着手		現在、建物を建築する場合は、都道府県の建築確認が完了し確認済証が交付されないと、建築工事に着手できないが、これを市町村に申請書を提出した時点で、建築工事の着手を可能とする。	<p>事業展開が早く国際競争が激しいデータセンター事業については、立地に向けて、迅速に対処する必要があることから、建築確認の完了前の工事の事前着手を認めることで、国内へのデータセンターの立地を促進する。</p> <p>具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、市町村に建築確認の申請書を提出し、受領された時点で建築工事の着手を可能とする。</p> <p>【提案理由】 日本における建築確認手続きは、3ヶ月程度を要するため、データセンターの立地を決定してから着工まで期間がかかりすぎてしまい、時期を失ってしまうことがあるため、データセンターに係る建築工事の事前着手を認めることで、迅速な建築を可能にする。 国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p> <p>【代替措置】 工事の事前着手を行った場合でも、確認申請の過程で修正が必要になった場合は、申請者はその修正に従う義務を課すことで、安全性は担保できる。</p>		石狩市	北海道	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1060080	データセンター建築に係る建築確認手続きの簡素化		現在の建築確認手続きでは、一定の高さ以上等の建築物の場合、都道府県の建築主事(または指定確認検査機関)と指定構造計算適合性判定機関によるピアチェックが義務付けられているが、データセンターについては、ピアチェックを不要とする。	<p>事業展開が早く国際競争が激しいデータセンター事業については、立地に向けて、迅速に対処する必要が特にあることから、建築確認手続きの簡素化を図ることで、確認期間の短縮を図り、国内へのデータセンターの立地を促進する。</p> <p>具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、指定構造計算適合性判定機関によるピアチェックを不要とする。</p> <p>【提案理由】 日本における建築確認手続きは、3ヶ月程度を要するため、データセンターの立地を決定してから着工まで期間がかかりすぎてしまい、時期を失ってしまうことがあるため、データセンターに係る建築確認手続きに係るピアチェックを不要とすることで、確認期間の短縮を図り、迅速な建築を可能にする。 国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p> <p>【代替措置】 構造審査は、都道府県の建築主事または指定確認検査機関が行っていることから、対象地域及び業種を限定することで、安全性は十分担保される。</p>		石狩市	北海道	国土交通省
1060090	道路占用許可手続きの簡素化		現在、国道、道道、市道でそれぞれ分かれている道路占用許可を市長が全て行うことができるようにする。	<p>事業展開が早く国際競争が激しいデータセンター事業については、立地に向けて、迅速に対処する必要が特にあることから、道路占用許可を全て市長が行うことで、国内へのデータセンターの立地を促進する。</p> <p>具体的には、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、市長が国道、道道、市道全て道路占用許可を行うこととし、国土交通大臣または都道府県知事に対しては市長から報告のみ行うこととする。</p> <p>【提案理由】 建築確認申請に係る事前着手を可能とすること併せて、道路占用許可の手続きを簡素化することで、迅速な建築を可能にする。 国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>		石狩市	北海道	国土交通省
1061010	45ftコンテナに係る諸規制の緩和		①セミトレーラの連結長は「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」(平成6年9月8日)で17mまで緩和されているが、それを18.5mまで緩和する。 ②45ftコンテナ(連結長18.5m)について、「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」(平成10年3月31日)の適用が受けられるようになる。 ③45ftコンテナについて、特殊車両通行許可限度算定要領の適用及び特殊車両算定支援システムの使用ができるようにする。 ④45ftコンテナについて、「道路運送車両の保安基準」第55条の規定に基づく、「基準緩和自動車の認定要領について」(平成9年9月30日)の適用が受けられるようになる。	<p>仙台塩釜港(仙台港区)と県内の45ftコンテナを利用する荷主企業間を結ぶ道路を国際物流路線として指定し、指定ルートにおける45ftコンテナに係る諸規制の緩和を行う。</p> <p>具体的には、左欄に示す4点を要望する。</p> <p>【提案理由】 国際海上コンテナのサイズはISOで規格化されており、国内で主に流通しているコンテナは20ft、40ftで、45ftは2005年に追加され、世界的な広がりを見せている。一方、国内では物流コストとCO2排出量の削減の観点から、荷主企業より利用要請が出されているものの、法規制・基準により公道走行が規制されている。 当港湾は、東北地方唯一の特定重要港湾であり、国際コンテナ定期航路や京浜港を結ぶ内航フィーダー航路によって世界100ヶ国以上、280港以上との間で輸出入実績があると共に、内航フィーダー航路は日本一の取扱貨物量を誇っている。また、仙台北部地域において、自動車関連産業や高度電子機械産業が集積しており、当港湾の貨物量の増大が確実視されているなど非常にポテンシャルの高い港であると評価されている。さらに、当港湾の背後の道路ネットワークも充実しており、首都圏などの大都市圏と近い中心市街地を経由しないルートを設定でき、45ftコンテナの陸上輸送におけるアドバンテージを有している。 このような当港湾の有利性を活かし、当港湾を発着とする45ftコンテナの円滑な陸上輸送が可能となるよう、県内の45ftコンテナ輸送路線について規制緩和を行うものである。</p>		宮城県	宮城県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1063010	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向けた省エネ法に関する特例措置		情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、省エネ法に関する特例措置を求める。	<p>環境効率を達成できるデータセンター構築は、北海道の外気や地熱などを利用することにより実現可能であるにも関わらず、経済状況の悪化等を理由に企業投資や研究が遅れるなど国際競争への対応が遅々として進まない状況にある。このため、当該プロジェクトでは、日本産業の国際競争力強化を主題に、コンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。</p> <p>岩見沢市は、気候面でデータセンター設置に適するほか、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有しているため、当該プロジェクトを最も効率・効果的に実施可能な地域と考える。</p> <p>【プロジェクト内容】 ○環境配慮型データセンター利用促進に関する取り組み 省エネ法の建築物の省エネルギー基準判断項目・判断基準値について、現行ではデータセンターは工場又は事務所と同じ分類とされるが、環境配慮型データセンターについて、新たな項目・基準値を追加することを求める。</p>	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェクト	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPOはまなす活性化推進機構	北海道	経済産業省 国土交通省
1066050	内航フィーダーの強化		内航フィーダー船について内航海運暫定措置事業による納付金制度の適用除外とするなど改善を求める。	<p>①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される。いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。</p> <p>現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1～2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、瀬戸内海諸港から海外トランシップされている貨物を取り戻し、欧米との基幹航路を維持・確保することが重要である。</p> <p>②問題点 海外トランシップ化が進展する一因として、外航フィーダー船との価格競争が挙げられる。新たな船舶の建造を行う際、内航船のみ内航海運暫定措置事業による納付金が必要であり、これらによって内航フィーダーのコスト面での競争条件が劣っている。</p> <p>③解決策 内航フィーダー船について、内航海運暫定措置事業による納付金制度の適用除外とするなど改善措置を講じる。</p> <p>④効果 外航フィーダー船とのコストの均一化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。</p>	大阪府	大阪府	大阪府	国土交通省
1066060	下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和		下水処理場における将来建設用地などの事業予定地等について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な使用については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」の運用を一部緩和する。	<p>①現状 国庫補助金を得て取得した下水道などの事業予定地は、本来目的以外への使用に関して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」により、各地方整備局長への事前承認申請が必要となってくる。</p> <p>②問題点 下水道用地など事業予定地の目的外使用については、暫定的な使用であっても、都市・地域整備局長等の通達に基づき、恒久的転用と同一の手続きが必要で、収益の国庫補助相当分の返納のほか、特に下水道においては独自の承認基準により民間事業者等による土地活用が制約されている。</p> <p>③解決策 暫定的使用については、公的資産の有効活用の観点から、公募による民間利用を認めるとともに、得られた収入の全てを下水道事業などの整備・維持管理に充てるなど、事業目的に反しないものについては国庫返納を不要とする。</p> <p>④効果 自治体の保有する下水処理場等の事業予定地などのいわゆる低・未利用地について、民間活力による土地活用を促すことで、地域課題の解決や地域の活性化・賑わいづくりが図られる。また、収入を下水道整備・維持管理等の財源(補助事業の目的内と解釈)として活用することで、地域の環境改善及び下水道使用者の負担軽減などにも資するものである。</p>	大阪府	大阪府	大阪府	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1066071	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化		Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設 (2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じた臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできれば誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibo2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。		大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
1066080	カポタージュ規制の緩和		外国航空会社の国内線運航(カポタージュ)規制について、相互主義の観点から全国的には現行の規制を維持しつつ、構造改革特区制度の趣旨に照らし、国内で最も優れた内陸乗継機能を有する関空の特長を最大限活かすため、関空を起点・終点とする路線のみ、一定の要件を満たしている場合には、カポタージュを可能とする。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航都市、便数はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年4月時点で9都市・36便/日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ内陸乗継機能が著しく低下している。 ②問題点 現行の航空法等では、国内空港間で旅客、貨物を輸送する場合には、外国籍の航空機の使用が認められておらず、日本国籍の取得もできないため、国内線の維持・拡大は本邦航空会社に頼らざるを得ない。 ③解決策 原則、本邦航空会社のみ認められている国内線運航について、関西国際空港を起点、終点とする場合に限り外国籍の航空機の使用を認めることにより、同空港の国内線の充実を図る。 なお、国土交通省成長戦略会議航空分野報告において、関空の国内線などの充実に向けたLCC専用ターミナルの整備等の低コストオペレーションの実現などについて言及されているが、併せて示された規制改革検討リストにおいては、カポタージュ制限の撤廃も上げられており、即効性が期待できる政策のひとつと考える。また、恣意的な行政介入の極小化を図り、民間の経営活力を可能な限り活かすこととしている同報告の成長戦略ビジョンにも合致するものである。 ④効果 日本国内での運航に関心を示している外国航空会社の国内線就航につなげ、関西国際空港の内陸乗継機能の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。		大阪府、大阪市	大阪府	国土交通省
1067010	小水力発電実施の際の特定水利権の処分手続きの緩和		発電を目的とする特定水利使用の処分は、主たる許可権者が都道府県知事又は指定都市の長である二級河川であっても、国土交通大臣に協議しその同意を得る必要があるが、小水力発電においてはこの同意の取得を不要とする。	小水力発電では非常に小規模な発電設備も含まれており、特定水利使用に分類されている発電目的が想定していると思われます。周辺環境に多大な影響を与えうる大規模な設備では無い状況もあり得る現状です。発電量での線引きを設けること等で、処分手続きの緩和を行うことで小水力発電の普及を促進することが出来ると考えます。		富山県小水力利用推進協議会	富山県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1068010	仙台市街地の信号機付近に交差点ナンバーの案内プレートを設置するため規制緩和及び国土地理院地図に交差点ナンバーの記載		仙台市街地において、ビジターが現在位置を簡単に確認できるよう交差点ナンバーを割り振り、信号機付近にその案内プレートを設置するため、道路交通法の緩和をお願いする。公的パンフ、市販マップ等への普及を図るために、国土地理院の地図に主要交差点だけでも交差点ナンバーを記載していただく事を併せて要望する。	二番丁通りと青葉通りを仙台の市街地の中心起点(50-50)として設定し、4桁の数字によって交差点ナンバーを割り振っていく。始めの二桁は南北の交差点位置を示し、北に向かうほど数字が減っていく。後ろの二桁は東西の交差点位置を示し、東に向かうほど数字が増えていく。併せてNSEWによりどちらに向かっているのか方角表示も記載する。通り名も併記するが歩行者向けとしての仕様。このプレートを信号機の支柱や交差点付近の街頭支柱に設置する。国土地理院に対しては1/25,000の地図に県庁前等の主要な交差点ナンバーを記載していただき、公的な印刷物を始め、市販の地図等にも普及を図るための基準とする。＜提案理由＞仙台は車で来るにはわかりにくいとの苦情が多い。また外国人やお年寄りにも自分がどこにいるのかよくわからないとの声を聞く。交差点ナンバーによる位置情報を提供することにより、観光特区としてビジターに優しい街づくりの契機として活用していきたいと考えている。＜代替処置＞信号周りに少し離れた部分に設置することにより、速度制限等の数字表記との混同を回避している。加えて構造体に直接設置することができれば、または塩化ビニール製のシール素材により貼り付けることができれば風速50mの基準にも耐えられる。		個人	宮城県	警察庁 国土交通省
1070010	公道を利用した露店やパフォーマンス実施に伴う道路使用許可手続き及び道路占用許可手続きの効率化		中心市街地の賑わいや交流の場として、公道を利用した露店やパフォーマンスの推進が求められている中、公道利用の規制は欧米より厳しく、実現のハードルは已然と高い。この理由には企画を立案し活動主体となるのは主に民間の団体や企業である一方で、許認可の申請は行政の努力を要するため、民間の団体や企業単独での許可が成立し難い面があると考えられる。地域の民間団体が活動主体で、かつ安全性を確保しつつ賑わいの場を創成されるべくこれらの許認可の申請について規制を緩和し、手続きの効率化を行うことを提案する。	大型商業施設への規制緩和が実施された平成17年以降、全国各地の中心市街地は衰退の一途を辿り、地方再生の鍵として公道を利用した高知の街路市に多くの注目が集まっているが、過去の実績が無いとの見解から新たな公道での定期開催は未だに確立された地域は皆無である。しかし公共の場を利用した民間の活動は、市街地における賑わいと魅力の創成や利用使用料の収入における自治体の収入源になる事も期待され、国が推奨している施策の1つである。これらのジレンマを解決すべく、地域再生を目的として、地域産業を活用した為の公共性の高いと判断されるイベントに関しては、規制緩和を行い、手続きの効率化を推進する事が重要課題と考える。		NPO法人ぐるめ日曜市の会	福岡県	警察庁 国土交通省